

大阪エコ農産物認証制度 不使用認証を希望される方へ その肥料・資材が使用可能か、確認下さい！

1. 使用するのに書類の提出が不要な肥料・資材

以下に該当する資材・肥料は書類を提出せずに使用できます。

(1)農林水産省HP 有機資材リスト掲載一覧表に掲載されている肥料・資材
・https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html



(2)大阪府病害虫防除G「大阪エコ不使用認証資材一覧表」に掲載されている肥料・資材
・本一覧表については市町村協議会と病害虫防除Gが共有していますので、使用を希望する肥料・資材がありましたら確認してください。

2. 使用するのに書類の提出が必要な肥料・資材

1. の(1)、(2)に該当しない肥料・資材は、

○申請の際、肥料・資材の2. (1)又は(2)の場合の書類を提出してください。

(1)肥料会社等が販売している肥料を購入して使用する場合

申請受付日(7月申請は7月末日、1月申請は1月末日)より1年以内に肥料会社等が発行した最新の証明書(有機JAS適合証明書や有機JASで使用できることが読み取れるHP、肥料袋の写真等)を提出してください。

Q. 申請する際、最新の証明書が必要ですか？

A. はい、「1. 書類の提出が不要な肥料・資材」に該当しない場合は提出してください。

ただし、以下の方法で申請受付日より1年以上が経っている証明書も提出いただけます。

【申請受付日より1年以上が経った証明書を提出するには】

使用する肥料を作成・購入した肥料会社等に、証明書の内容が最新であることを確認し、内容が最新であることを証明書に記入する。

記入例:「本証明書は最新の内容です。(お名前)(確認日(申請日前の1年以内の日付))」

申請される方、もしくは肥料会社等でご記入ください。手書きでなくても構いません。

※以降も同様に更新した証明書を提出いただけます

※※証明書の原本は保管して、コピーの提出を続けて頂いて結構です

(2)自給的肥料を自作・購入して使用する場合

※自給的肥料とは、自分で栽培した水稻の稲わらや近隣農業者から購入した鶏ふんなど、農家が自然に得られる資材を利用して自給的に用いて来た肥料を指します。

裏面の記入例に従って最新の証明書を作成し、提出してください。

・肥料会社等が作成・販売している鶏ふん等は、有機JASで使用できる資材であることを証明してください。

証明書は、申請される方、もしくは肥料を作成した農家等のどちらで作成いただいても構いません。また、手書きでなくても構いません。

「2. (1)肥料会社等が販売している肥料の場合」と同様の方法で、申請受付日より1年以上が経っている証明書も提出いただけます。

自給的肥料(ご自身で肥料を作成した、または近隣農家等が作成した肥料を購入した・譲渡された場合)が有機である証明書 作成例

● (例1) 自作の資材を使用する場合

製品名(もみ殻)

本製品は、自作した水稲から採取したもみ殻を原料としており、天然物質、または化学的処理を行っていない天然物質に由来するものです。

令和〇年〇月〇日 大阪 太郎

● (例2) 羽曳野花子氏が大阪太郎氏から資材を購入した場合

製品名(もみ殻)

本製品は、自作した水稲から採取したもみ殻を原料としており、天然物質、または化学的処理を行っていない天然物質に由来するものです。

令和〇年〇月〇日 大阪 太郎

製品名(牛ふん堆肥)

本製品は、大阪太郎氏が栽培した水稲から採取したもみ殻、および飼養している乳牛からでた牛ふんを原料としており、天然物質、または化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであることを大阪太郎氏に確認しました。

令和〇年〇月〇日 羽曳野 花子

Q1. ほ場で農薬を使用した水稲のもみ殻は不使用認証で使用できますか？

A1. 使用できます。

ただし、収穫後のもみがらになんらかの化学的処理をした場合は使用できません。

Q2. 畜産農家から堆肥を購入した場合、原材料についても証明書は必要ですか？

(例えば、牛ふん+稲わら+樹皮の牛ふん堆肥があった場合、3資材全て必要か？)

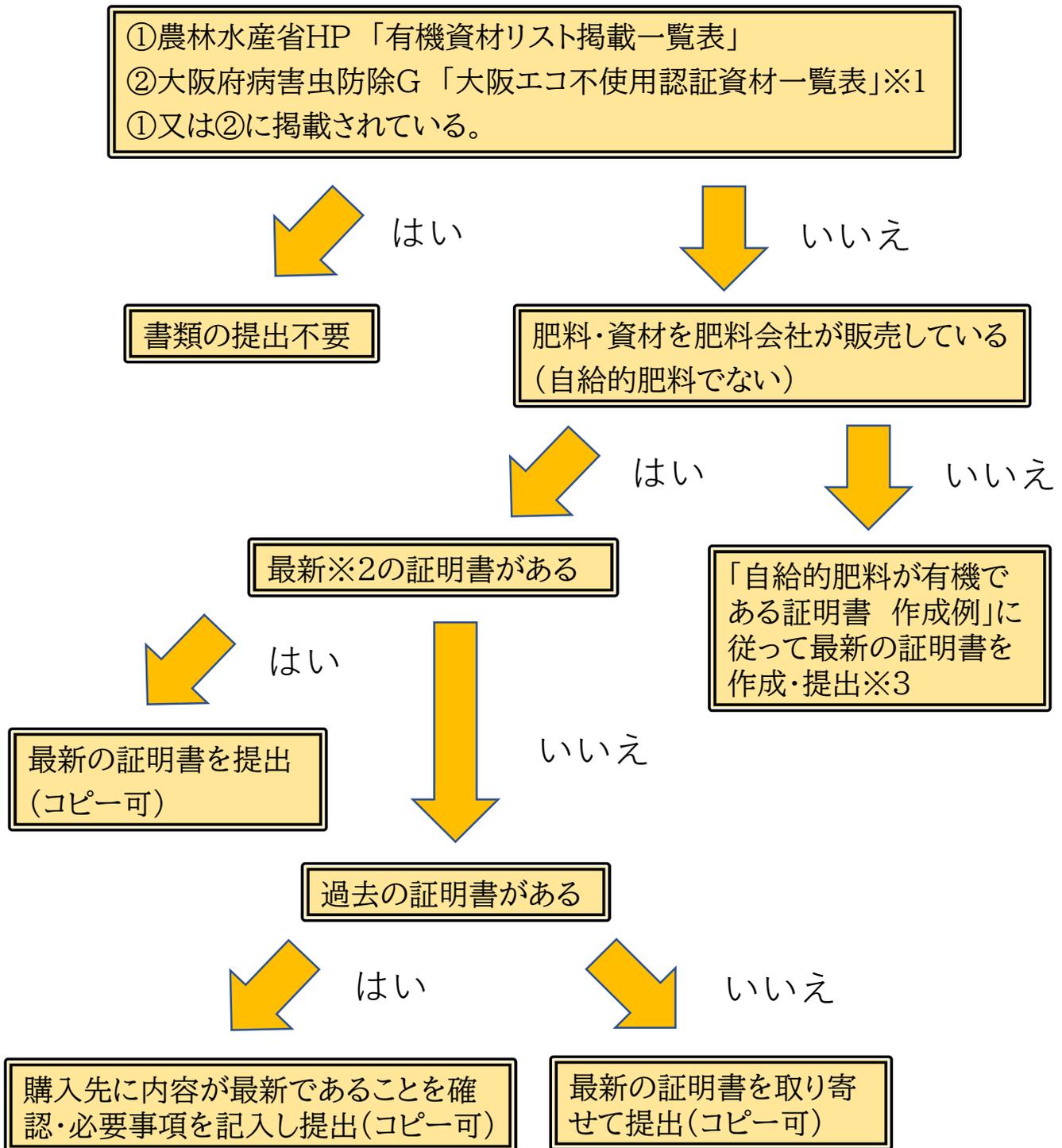
A2. 不要です。最終製品(この場合牛ふん堆肥)の有機資材証明書のみで結構です。ただし、原料に化学的処理を行っていないことは聞き取り等で確認してください。

また、発酵用に堆肥原料へ菜種油粕などを添加することがあります(例:もみ殻+菜種油粕)が、この場合、菜種油粕は有機資材リスト掲載一覧表等に掲載されているか、有機資材証明書を提出する必要があります。

Q3. 上記のような証明書はどのような場合に使用できますか？

A3. 畜産農家を含む農家、証明書を発行していない団体(JA、森林組合、食品工場等)で肥料を購入した際に使用できます。

不使用認証で肥料・資材を使用する場合のフローチャート



※1:「大阪エコ不使用認証資材一覧表」には、過去に証明書を提出した肥料・資材が掲載されています。最初に証明書を提出して3年間経過すると一覧表から削除されますので、最長で3年ごとに証明書を提出してください。

※2:申請受付日(7月申請は7月末日、1月申請は1月末日)より1年以内を指します。

※3:2回目以降は、最初に作成した証明書に「確認日・署名」を記入した証明書(コピー可)を提出頂いて差し支えございません。

問い合わせ先

大阪府農政室推進課 病虫害防除グループ
TEL:072-957-0520 FAX:072-956-8711
MAIL:byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp